

令和8年度ひとり親家庭等総合相談支援事業委託  
に係る契約希望者の公募について

令和8年3月4日

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室

岩手県では、相談支援を必要とするひとり親家庭等(母子家庭及び父子家庭並びに寡婦をいう。以下同じ。)に対して、民生・児童委員などの地域の支援者が必要に応じて訪問するなど、地域全体で見守り、その悩みや支援ニーズを丁寧に拾い上げ、関係機関が連携して適切な支援を行うひとり親家庭等を支える仕組みを構築するとともに、ひとり親家庭等からの相談を関係機関に繋げるため、ひとり親家庭等総合相談支援事業を委託により実施します。

つきましては、令和8年度の当該委託事業の実施(受託)希望者を募集しますので、受託を希望する場合は、別紙「ひとり親家庭等総合相談支援事業受託希望届」により、令和8年3月18日(水)(必着)までに、岩手県保健福祉部子ども子育て支援室に届け出てください。

なお、下記1の資格要件を1つでも満たさない者の届出は無効とし、届出者が1者の場合には、当該届出のあった者を「契約候補者」とし、2者以上の場合には別途企画提案の方法により「契約候補者」を選定します。

おって、「契約候補者」となった場合は、別途見積書を提出していただき県の定める予定価格の範囲内であれば契約することとなりますので、「契約候補者」となったことによって契約を確約するものではありません。

御不明な点は岩手県保健福祉部子ども子育て支援室次世代育成担当：電話 019-629-5456 までお問い合わせください。

記

1 資格要件

- (1) 県内に主たる事務所を有する母子・父子福祉団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、又は特定非営利活動促進法第2条第1項に定める別表の12「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」を行う特定非営利活動法人等で、2に記載する業務の実施が可能な者であり、かつ、母子及び父子並びに寡婦の福祉の増進に寄与する十分な知識経験を有する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2号各号のいずれかの規定に該当しない者
- (3) 岩手県からの受託業務に関し、指名停止等の措置を受けていない者
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団でないこと。

2 委託事業の内容

別添「ひとり親家庭等総合相談支援事業委託仕様書」のとおり

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託費（上限額）

12,180 千円

5 その他

本事業は、令和8年度当初予算の成立を前提として募集を行っており、県議会での審議状況等により、募集の停止、事業内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがあります。